

席上配付資料

相続税の調査事績（過去10年間）

区分 事務年度	実地調査件数		申告漏れ等の 非違件数		申告漏れ課税価格		追徴税額		実地調査1件当たり 申告漏れ課税価格		実地調査1件当たり 追徴税額	
	順位	件	順位	件	順位	億円	順位	億円	順位	万円	順位	万円
26	(3)	12,406	(3)	10,151	(3)	3,296	(6)	670	(9)	2,657	(9)	540
27	(5)	11,935	(5)	9,761	(6)	3,004	(8)	583	(10)	2,517	(10)	489
28	(4)	12,116	(4)	9,930	(4)	3,295	(3)	716	(8)	2,720	(7)	591
29	(1)	12,576	(2)	10,521	(2)	3,523	(1)	783	(7)	2,801	(6)	623
30	(2)	12,463	(1)	10,684	(1)	3,538	(4)	708	(6)	2,838	(8)	568
元	(6)	10,635	(6)	9,072	(5)	3,048	(5)	681	(5)	2,866	(5)	641
2	(10)	5,106	(10)	4,475	(10)	1,785	(10)	482	(2)	3,496	(1)	943
3	(9)	6,317	(9)	5,532	(9)	2,230	(9)	560	(1)	3,530	(2)	886
4	(8)	8,196	(8)	7,036	(8)	2,630	(7)	669	(3)	3,209	(4)	816
5	(7)	8,556	(7)	7,200	(7)	2,745	(2)	735	(4)	3,208	(3)	859

相続税の簡易な接触の事績

区分 事務年度	簡易な接触件数		申告漏れ等の 非違件数		申告漏れ課税価格		追徴税額		簡易な接触 1 件当たり 申告漏れ課税価格		簡易な接触 1 件当たり 追徴税額	
	順位	件	順位	件	順位	億円	順位	億円	順位	万円	順位	万円
28	(7)	8,995	(8)	2,280	(6)	444	(7)	40	(3)	494	(6)	45
29	(5)	11,198	(5)	2,668	(5)	517	(8)	40	(4)	462	(8)	36
30	(6)	10,332	(6)	2,287	(7)	443	(5)	44	(6)	428	(7)	42
元	(8)	8,632	(7)	2,282	(8)	427	(6)	42	(2)	494	(3)	48
2	(4)	13,634	(4)	3,133	(4)	560	(4)	65	(8)	410	(4)	47
3	(3)	14,730	(3)	3,638	(3)	630	(3)	69	(7)	428	(5)	47
4	(2)	15,004	(2)	3,685	(2)	686	(2)	87	(5)	457	(2)	58
5	(1)	18,781	(1)	5,079	(1)	954	(1)	122	(1)	508	(1)	65

相続税の無申告事案に対する調査事績(過去10年間)

区分 事務年度	実地調査件数		申告漏れ等の 非違件数		申告漏れ課税価格		追徴税額 本税		追徴税額 加算税		追徴税額 合計		実地調査1件当たり 申告漏れ課税価格		実地調査1件当たり 追徴税額	
	順位	件	順位	件	順位	億円	順位	億円	順位	億円	順位	億円	順位	万円	順位	万円
26	(5)	868	(5)	661	(4)	876	(7)	59	(6)	14	(7)	72	(3)	10,088	(6)	834
27	(6)	863	(6)	655	(6)	824	(10)	43	(10)	10	(10)	53	(6)	9,543	(10)	619
28	(4)	971	(4)	751	(5)	866	(8)	58	(9)	11	(8)	69	(7)	8,914	(9)	708
29	(2)	1,216	(2)	1,025	(2)	987	(5)	72	(5)	16	(5)	88	(10)	8,117	(8)	722
30	(1)	1,380	(1)	1,232	(1)	1,148	(3)	82	(3)	19	(3)	101	(9)	8,320	(7)	731
元	(3)	1,077	(3)	921	(3)	906	(4)	79	(4)	18	(4)	97	(8)	8,414	(5)	897
2	(10)	462	(10)	409	(10)	455	(9)	50	(8)	11	(9)	61	(5)	9,848	(3)	1,328
3	(9)	576	(9)	502	(9)	572	(6)	61	(7)	13	(6)	74	(4)	9,934	(4)	1,293
4	(7)	705	(8)	607	(8)	741	(2)	91	(2)	19	(2)	111	(2)	10,508	(2)	1,570
5	(8)	690	(7)	613	(7)	752	(1)	102	(1)	22	(1)	123	(1)	10,899	(1)	1,787

相続税の海外資産関連事案に対する調査事績（過去10年間）

区分 事務年度	海外資産関連事案に係る 実地調査件数		海外資産に係る 申告漏れ等の非違件数		国内資産も含む 申告漏れ等の非違件数		海外資産に係る 申告漏れ課税価格		国内資産も含む 申告漏れ課税価格		非違1件当たり海外資産に係る 申告漏れ課税価格		非違1件当たり国内資産も 含む申告漏れ課税価格	
	順位	件	順位	件	順位	件	順位	億円	順位	億円	順位	万円	順位	万円
26	(7)	847	(9)	112	(8)	640	(9)	45	(4)	382	(6)	4,034	(2)	5,965
27	(6)	859	(6)	117	(7)	643	(8)	47	(10)	229	(8)	3,999	(9)	3,567
28	(5)	917	(6)	117	(6)	699	(7)	52	(9)	284	(4)	4,483	(8)	4,061
29	(2)	1,129	(5)	134	(2)	884	(3)	70	(1)	490	(2)	5,188	(3)	5,537
30	(1)	1,202	(4)	144	(1)	975	(5)	59	(5)	340	(5)	4,064	(10)	3,491
元	(3)	1,008	(3)	149	(3)	826	(1)	77	(3)	383	(1)	5,193	(7)	4,642
2	(10)	551	(10)	96	(10)	463	(10)	34	(7)	298	(10)	3,579	(1)	6,430
3	(9)	660	(8)	115	(9)	558	(6)	56	(8)	291	(3)	4,869	(5)	5,219
4	(8)	845	(1)	174	(5)	700	(2)	70	(6)	340	(7)	4,028	(6)	4,855
5	(4)	947	(2)	168	(4)	770	(4)	62	(2)	408	(9)	3,708	(4)	5,299

贈与税の調査事績（過去10年間）

区分 事務年度	実地調査件数		申告漏れ等の 非違件数		申告漏れ課税価格		追徴税額		実地調査1件当たり 申告漏れ課税価格		実地調査1件当たり 追徴税額	
	順位	件	順位	件	順位	億円	順位	億円	順位	万円	順位	万円
26	(1)	3,949	(1)	3,616	(8)	176	(8)	49	(10)	447	(10)	124
27	(5)	3,612	(5)	3,350	(6)	195	(9)	49	(8)	540	(9)	136
28	(4)	3,722	(4)	3,434	(1)	1,918	(1)	453	(1)	5,153	(1)	1,218
29	(2)	3,809	(2)	3,565	(7)	189	(7)	57	(9)	497	(8)	148
30	(3)	3,732	(3)	3,549	(4)	207	(6)	67	(7)	555	(7)	181
元	(6)	3,383	(6)	3,217	(3)	218	(4)	78	(5)	643	(5)	231
2	(10)	1,867	(10)	1,769	(10)	109	(10)	37	(6)	584	(6)	201
3	(9)	2,383	(9)	2,225	(9)	175	(5)	68	(3)	734	(3)	287
4	(7)	2,907	(7)	2,732	(5)	206	(3)	79	(4)	708	(4)	270
5	(8)	2,847	(8)	2,630	(2)	264	(2)	108	(2)	926	(2)	380

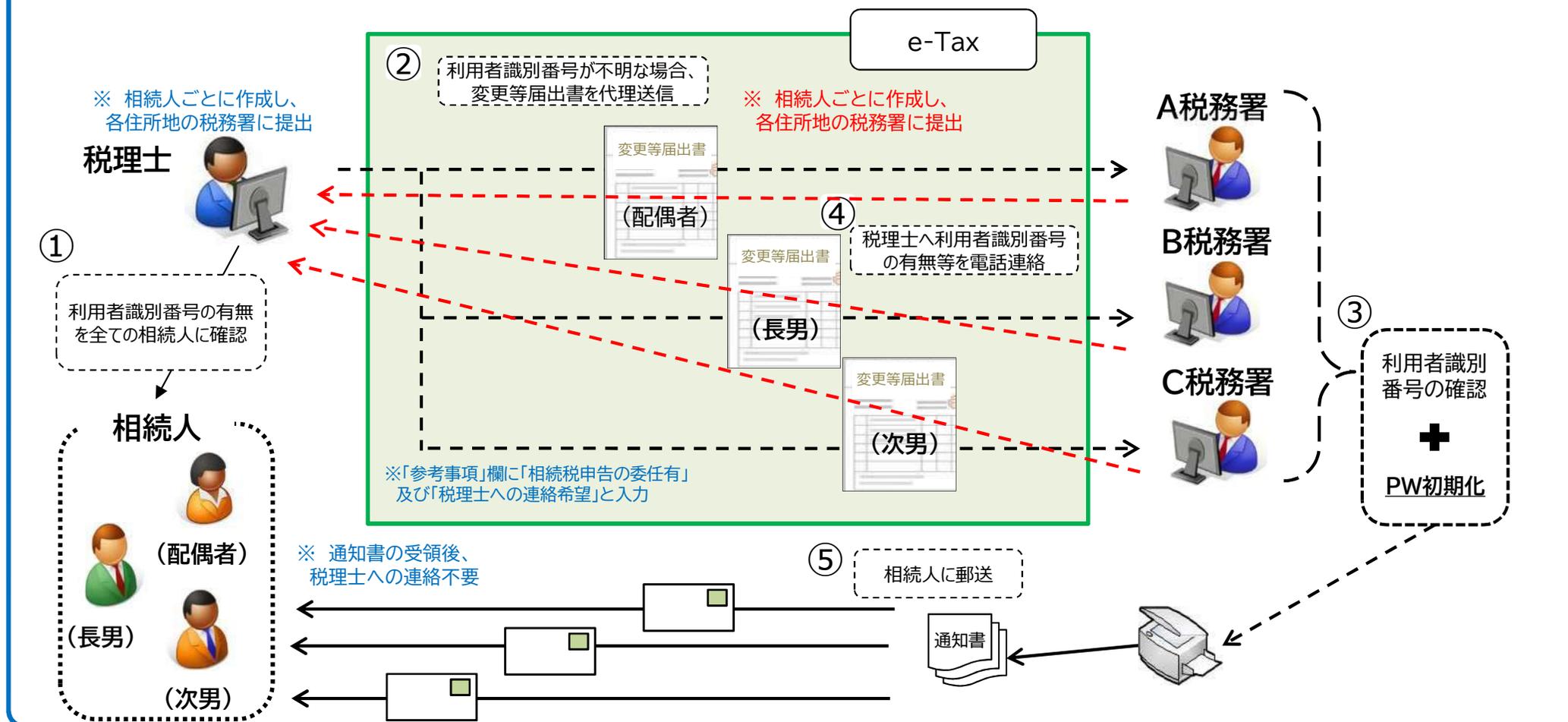
相続税の申告事績(過去10年間)

区分 年	① 被相続人数 (死亡者数)	② 相続税の申告書 (相続税額があるもの) の提出に係る 被相続人数	③ 課税割合 (②/①)	④ 相続税の 納税者である 相続人数	⑤ 相続税の 課税価格	⑥ 相続税の 申告税額	1 件 当 たり	
							⑦ 課税価格 (⑤/②)	⑧ 申告税額 (⑥/②)
	順位 人	順位 人	順位 %	順位 人	順位 億円	順位 億円	順位 万円	順位 万円
26	(10) 1,273,004	(10) 56,239	(10) 4.4	(10) 133,310	(10) 114,766	(10) 13,908	(1) 20,407	(1) 2,473
27	(9) 1,290,444	(9) 103,043	(9) 8.0	(9) 233,555	(9) 145,554	(9) 18,116	(2) 14,126	(8) 1,758
28	(8) 1,307,748	(8) 105,880	(8) 8.1	(8) 238,550	(8) 147,813	(8) 18,681	(3) 13,960	(7) 1,764
29	(7) 1,340,397	(7) 111,728	(7) 8.3	(7) 249,576	(7) 155,884	(6) 20,185	(5) 13,952	(6) 1,807
30	(6) 1,362,470	(5) 116,341	(5) 8.5	(5) 258,498	(5) 162,360	(4) 21,087	(4) 13,956	(5) 1,813
元	(4) 1,381,093	(6) 115,267	(6) 8.3	(6) 254,517	(6) 157,843	(7) 19,754	(9) 13,694	(10) 1,714
2	(5) 1,372,755	(4) 120,372	(4) 8.8	(4) 264,455	(4) 163,937	(5) 20,915	(10) 13,619	(9) 1,737
3	(3) 1,439,856	(3) 134,275	(3) 9.3	(3) 294,058	(3) 185,774	(3) 24,421	(7) 13,835	(4) 1,819
4	(2) 1,569,050	(2) 150,858	(2) 9.6	(2) 329,444	(2) 206,840	(2) 27,989	(8) 13,711	(3) 1,855
5	(1) 1,576,016	(1) 155,740	(1) 9.9	(1) 339,098	(1) 216,335	(1) 30,053	(6) 13,891	(2) 1,930

相続人等の利用者識別番号の確認方法(令和5年6月運用開始)

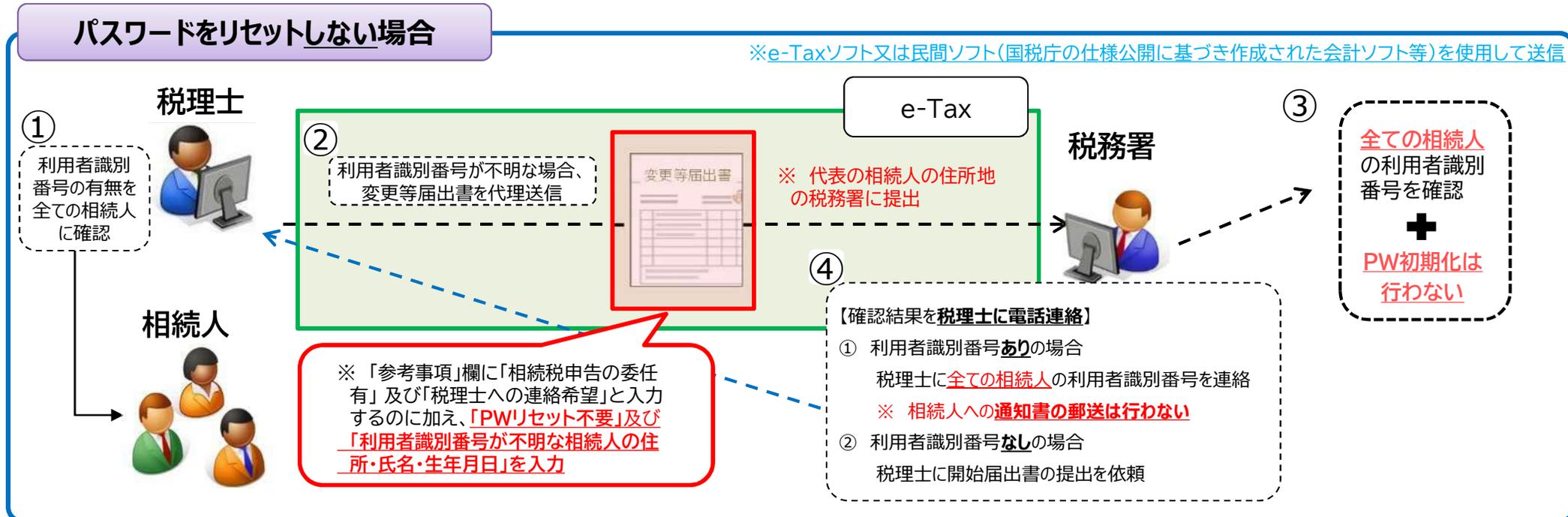
パスワードをリセットする場合

※e-Taxソフト又は民間ソフト(国税庁の仕様公開に基づき作成された会計ソフト等)を使用して送信



- 税理士は、変更等届出書を相続人ごとに作成し、各住所地の税務署に提出する必要があり、また、税務署ごとに利用者識別番号の電話連絡を受ける必要があるなど、税理士側に一定の事務量負担が生じている状況
- また、PWの初期化(リセット)までは不要であるとの声も存在

相続人等の利用者識別番号の確認方法の更なる簡素化(令和6年12月運用開始)



➤ 変更等届出書による新たな確認方法を構築(従来の確認方法と併用)

① 変更等届出書の提出先等

従来の確認方法：変更等届出書を相続人ごとに作成し、各住所地の税務署にそれぞれ提出することが必要

新たな確認方法：次の事項を「参考事項」欄に入力することで、**代表の相続人の変更等届出書のみを作成・提出**

→ 「相続税申告の委任有」・「税理士への連絡希望」・**「利用者識別番号が不明な他の相続人の住所・氏名・生年月日」**

② PWの初期化(リセット)

従来の方法：税務署において、PWを初期化の上、相続人へ通知

新たな方法：変更等届出書に**「PWリセット不要」を入力**することで、税務署において**PWの初期化は行わず、相続人への通知も行わない**

「利用者識別番号」が不明な場合は

簡単！
便利！

「変更等届出書」の
具体的な入力例を
裏面でご紹介！



これで確認

- 財産取得者（相続人等）の利用者識別番号が不明な場合に、「変更等届出書」を送信した税理士に利用者識別番号の有無等を電話で連絡します。
 - 複数人分の利用者識別番号が1件の「変更等届出書」の送信で確認できるようになりました。
- (※) 相続税を e-Tax で申告される場合のみの手続きです。

利用者識別番号の取得状況の確認

利用者識別番号は、①過去に電子申告を行った申告書の控え（所得税や贈与税など）、②税務署からの郵送物、③e-Tax のマイページなどから確認できます。

財産取得者（相続人等）への確認の際は、財産取得者用のリーフレットをご活用ください。



分かる

取得済の
利用者
識別番号
を使用

分からない（取得しているか不明）

「変更等届出書」を e-Tax で代理送信し、利用者識別番号の有無等を確認
⇒ パスワードのリセットを併せて
行うか否かで手続きが異なります。

取得していない

「開始届出書」を財産取得者（相続人等）の住所地の所轄税務署に e-Tax で代理送信
⇒ 利用者識別番号を
オンラインで即時発行

パスワードをリセットしない

「変更等届出書」を財産取得者（相続人等）の代表者の住所地を管轄する税務署に e-Tax で代理送信
⇒ 詳しくは裏面（上段）をご覧ください。

パスワードをリセットする

「変更等届出書」をそれぞれの財産取得者（相続人等）の住所地を管轄する税務署に e-Tax で代理送信
⇒ 詳しくは裏面（下段）をご覧ください。

「相続税 e-Tax 特設サイト」のご案内

相続税 e-Tax に関する FAQ や、イメージデータで提出可能な添付書類の一覧などは
国税庁ホームページ内の「相続税 e-Tax 特設サイト」をご覧ください。



「変更等届出書」の具体的な入力例・送信先税務署

パスワードをリセットしない場合 (複数人の利用者識別番号を確認する場合)

電子申告・納税等開始(変更等)届出書

納税地 (〒 - -) (電話番号 - - -)

住所又は居所 (法人の場合) (電話番号 - - -)
本庁又は主たる事務所の所在地
コリダオ
法人等の住所
法人等の住所

① 住所・氏名等

④ 送信先
税務署長殿

「電子証明書の更新等」を選択

② 参考事項

③ 税理士等
(電話番号 - - -)

代表者(①に入力した財産取得者)以外で、利用者識別番号を確認したい財産取得者(相続人等)の「住所・氏名・生年月日」を入力

① 住所・氏名等

利用者識別番号の有無等を確認する財産取得者(相続人等)の住所・氏名等を入力
⇒ 確認したい者が複数いる場合には、任意の者(例えば、配偶者など)を代表者として①に入力

② 参考事項

「相続税申告の委任有」、「税理士への連絡希望」及び「PWリセット不要」と入力
⇒ 利用者識別番号の有無等を確認したい者が複数いる場合は、①で入力した代表者以外の者の「住所・氏名・生年月日」を入力すれば代表者の変更等届出書の送信で一度に確認できます。

③ 税理士等

代理送信をする税理士等の氏名・電話番号を入力

④ 送信先

①で入力した者の住所地の所轄税務署を選択(入力)

- 後日、税務署(又は業務センター)から、③に入力した税理士等の皆様あてに利用者識別番号の有無等を電話連絡します。
※ 財産取得者(相続人等)へは、利用者識別番号が記載された通知書は通知(郵送)されません。
- また、利用者識別番号がない(又は廃止している)場合は、その旨を税理士等の皆様あてに電話連絡しますので、「e-Taxの開始届出書」を別途e-Taxにより代理送信してください。

パスワードをリセットする場合

電子申告・納税等開始(変更等)届出書

納税地 (〒 - -) (電話番号 - - -)

住所又は居所 (法人の場合) (電話番号 - - -)
本庁又は主たる事務所の所在地
コリダオ
法人等の住所
法人等の住所

① 住所・氏名等

④ 送信先
税務署長殿

「暗証番号等の再発行」を選択

② 参考事項

③ 税理士等
(電話番号 - - -)

① 住所・氏名等

利用者識別番号の有無等を確認する財産取得者(相続人等)の住所・氏名等を入力
⇒ 確認したい者が複数いる場合には、その者ごとに作成・送信

② 参考事項

「相続税申告の委任有」及び「税理士への連絡希望」と入力

③ 税理士等

代理送信をする税理士等の氏名・電話番号を入力

④ 送信先

①で入力した者の住所地の所轄税務署を選択(入力)

- 後日、税務署(又は業務センター)から、③に入力した税理士等の皆様あてに利用者識別番号の有無等を電話連絡します。
- なお、財産取得者(相続人等)へは、既存の利用者識別番号と仮パスワードが記載された通知書を通知(郵送)します。
- また、利用者識別番号がない(又は廃止している)場合は、その旨を税理士等の皆様あてに電話連絡しますので、「e-Taxの開始届出書」を別途e-Taxにより代理送信してください。

注1 e-Tax ソフト又は民間ソフト(国税庁の仕様公開に基づき作成されたもの)を使用して代理送信してください。

注2 「e-Taxの開始(変更等)届出書作成・提出コーナー」から代理送信された場合は対象外です。

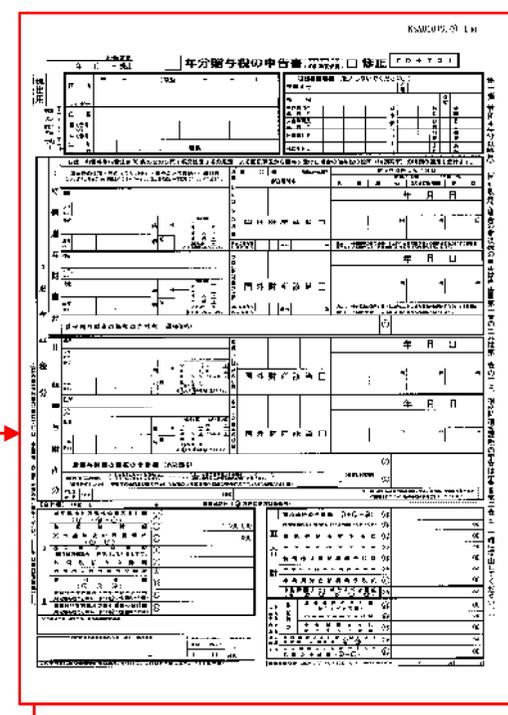
e-Taxマイページへの「贈与税申告」情報の追加

- ✓ 令和5年度税制改正により、令和6年1月1日以後の贈与について、相続時精算課税の基礎控除が創設されるとともに、相続等で財産を取得した者の相続税の課税価格に加算される暦年贈与の期間が相続開始前7年以内に延長されることとなった。
- ✓ 相続人等が相続税の申告を行う際に、被相続人から受けた贈与の内容を確認して相続税申告書が作成できるよう、マイページにおいて、過去に提出された贈与税申告書（e-Tax提出分）を表示する（※）。

※ 申告書を表示するためには、マイナンバーカードでログインする必要。

②新規画面を作成し、申告書を一覧で表示

※ 申告書と同時に送信された評価明細書などは確認可（イメージ添付資料は不可。）。



(注) 上記の画面は開発中のものであり、今後変更の可能性があることに留意。